

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

大磯町いじめ問題 対策・調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第14条第3項の規定により、町のいじめ防止 基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に 行うための審議を行い、及び同法第28条第1 項の規定によりいじめの重大事態を明確にす る調査を行うこと。	8人以内
----------------------	--	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策・調査委員会委員	日額 6,500円	同上
-----------------	-----------	----

平成27年5月26日提出

大磯町長 中 崎 久 雄